

令和8年6月8日

甲斐市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱の申請に係る留意点  
【一般住宅向け】

甲斐市脱炭素社会推進課

本補助制度については、国の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)に基づき、市が間接補助を行うものです。

本書は、申請に係る主な留意点についてお示しするものですが、申請にあたっては、国の交付金要綱及び要領並びに市補助金交付要綱の内容についてご確認をお願いいたします。また、不明な点がありましたら、市脱炭素社会推進課までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

1. 全般事項

・本補助制度については、本市における脱炭先行地域(次のとおり)に所在する民生部門(水道・廃棄物・通信・商業・金融・不動産・サービス業・公務)に属する事業所・個人(一般住宅)が対象となります。

●甲斐市における脱炭素先行地域(10 自治会)

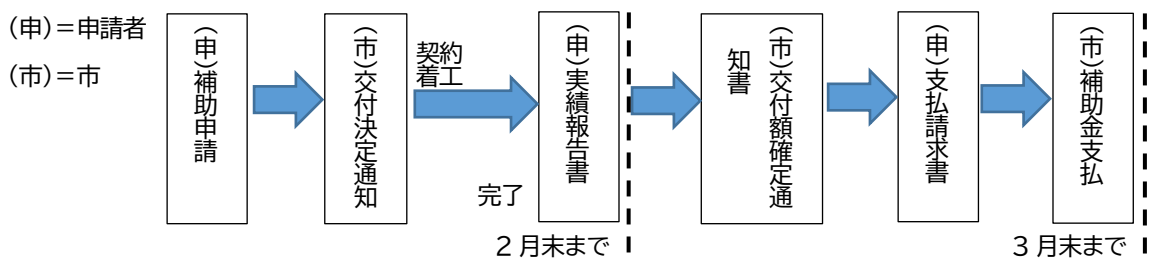
【竜王地区】 ・上篠原区自治会 ・竜王仲町区自治会 ・竜王新町6区  
【敷島地区】 ・中村自治会 ・境南自治会  
【双葉地区】 ・希望ヶ丘自治会 ・緑ヶ丘自治会 ・双葉新町自治会  
・旭台自治会 ・笠石自治会

・令和8年度の申請受付は、6月15日(月)から開始します。

・設備工事等の契約については、必ず交付決定後に行ってください。事務手続き上、申請から交付決定まで概ね4週間程度を要しますのでご注意ください。

・本補助制度は、原則として交付申請した年度の2月末までに事業完了することが条件となります。年度内に完了しない場合など補助金を交付できないこともありますので、工程等については予めご相談ください。

●補助金手続きの流れ【詳細は別紙「主な手続きの流れ」をご確認ください】



・他の補助金(国・県・市等による)と重複して申請することはできません。

・既存設備の撤去費は、必要な範囲で対象経費に含むことができます。ただし、有価物(鉄くず等)は処分利益に該当するため、処分費用から控除する必要があります。(令和8年4月より)

・消費税額については補助対象経費に含まれません。

⇒ 裏面に続く

- ・整備する設備は、商用化され、導入実績があるものに限ります。また、中古設備は、交付対象外となります。
- ・整備する設備は、原則として各設備の法定耐用年数まで使用していただくこととなります。また、法定耐用年数が経過するまでは J-クレジット制度への登録はできません。
- ・本補助制度により設備導入した住宅については、2030 年までに電気消費に伴う CO2 排出の実質ゼロの実現を求めます。(再エネ電気料金プランへの契約切替等をお願いします。甲斐市再生可能エネルギー電力導入補助金を活用することができます)

## 2. 各対象設備における主な留意点(一般住宅における対象要件)

### (1) 太陽光発電設備について【法定耐用年数 17 年】

- ・一般住宅においては、ソーラーカーポートは対象になりません。
- ・固定価格買取制度(FIT)の認定及び FIP(Feed in Premium)制度の認証を取得することはできません。⇒ 売電を目的とした設備導入は不可。
- ・発電した電力の 30%以上について、自家消費を含め脱炭素先行地域内で消費することが必要です。

### (2) 蓄電池について【法定耐用年数 6 年】

- ・再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電することが必要です。
- ・平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。
- ・導入する蓄電池の容量については、再エネ発電設備の容量及び自宅の電力消費に見合った設備規模であること。

### (3) 高効率給湯器について【法定耐用年数 6 年】

- ・基本的に再エネ発電設備との接続が必要です。
- ・従来の給湯設備等に対して省 CO2 効果が得られるものであること。

### (4) その他

市補助金要綱 別表 1(第 3 条関係)にある「2 充放電設備(充放電設備・充電設備・外部給電器)」、「3 高効率照明器具(LED)」、「4 ZEB」、「5 EV 自動車(カーシェア)」及び「6 高効率換気空調設備」について、一般住宅は交付対象ではありません。

問合せ先: 甲斐市脱炭素社会推進課 TEL 055-267-6559